

所得額の計算について

	所得及び控除額の種類	夫	妻
a	総所得額 ・源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」 ・確定申告書 A では「第一表の所得金額の合計金額」 ・確定申告書 B では「第一表の所得金額の合計金額」＋ 「第三表の所得金額から株式等の譲渡を除いた金額」 ・住民税課税証明書では前年所得の合計金額（自治体により表記が異なります。）		
b	一律控除額（所得がある方のみ）	80,000	80,000
c	雑損控除費		
d	医療費控除額		
e	小規模企業共済等掛金控除額		
f	一般障害者控除額（該当者 人） （該当者数×270,000 円）		
g	特別障害者控除額（該当者 人） （該当者数×400,000 円）		
h	寡婦（夫）控除（27 万円，特例の場合 35 万円）		
i	勤労学生控除額（該当する場合、270,000 円）		
j	$b + c + d + e + f + g + h + i$		
k	所得額（a－j）	① （マイナス の時は 0）	② （マイナス の時は 0）
	合計金額 （730 万円未満であれば助成対象となります。）	①＋②	

※ 詳細についてはお問い合わせください。